

学 則

1 研修の目的

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）により、当校は、わが国の急速な高齢化の進展の中で、介護サービスの基盤強化のため、すぐれた技術と人間性を兼ね備えた介護人材を育成し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

さらに、介護職員等による喀痰吸引等の実施が制度化されたことから、特別養護老人ホーム等の施設・事業所、居宅等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員を養成することを目的とする。

2 研修の名称

介護の資格高松校 介護福祉士実務者研修

3 実施場所

介護の資格 高松校

〒761-0113 香川県高松市屋島西町 2484 番地 11 2F

TEL：087-843-7988 FAX：087-843-1988

介護の資格 三豊教室

三野町保健センター

〒767-0033 香川県三豊市三野町吉津乙 2030-1

介護の資格 さぬき教室

大川公民館

〒761-0902 香川県さぬき市大川町富田中 2215 番地 1

介護の資格 五色台教室

介護老人保健施設五色台

〒762-0023 香川県坂出市加茂町 194 番地 1

介護の資格 小豆島教室

小豆島町農村環境改善センター（イマージュセンター）

〒761-4301 香川県小豆郡小豆島町池田 2124 番地

介護の資格 土庄教室

土庄町総合福祉会館

〒761-4101 香川県小豆郡土庄町甲 611-1

4 修業年限

6 ヶ月

但し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 21 条第 3 号イからトに掲げる者につき 1 ヶ月以上とする。

5 受講定員、学級数

定員：30 名

学級数：2

6 研修内容、履修方法

(1) 研修内容：実務者研修のカリキュラムは、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成 20 年 3 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局長通知）の別添 2「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」の別表 5（法第 40 条第 2 項第五号の介護福祉士養成施設関係）のとおりとする。

医療的ケアの科目については、同指針の別表 1（法第 40 条第 2 項第一号の介護福祉士養成施設関係）の留意事項のとおりとする。

また、喀痰吸引等の基本演習については、平成 23 年介護福祉士によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱に準じ執り行う。

(2) 履修方法：通信課程

(3) 通信地域：全国

7 学期、休日

(1) 学期（〈〉内は有資格者の学期）

- 10月1日から3月31日〈10月1日～1月31日〉
 - 11月1日から4月30日〈11月1日～2月28日（29日）〉
 - 12月1日から5月31日〈12月1日～3月31日〉
 - 1月1日から6月30日〈1月1日～4月30日〉
 - 2月1日から7月31日〈2月1日～5月31日〉
 - 3月1日から8月31日〈3月1日～6月30日〉
 - 4月1日から9月30日〈4月1日～7月31日〉
 - 5月1日から10月31日〈5月1日～8月31日〉
 - 6月1日から11月30日〈6月1日～9月30日〉
 - 7月1日から12月31日〈7月1日～10月31日〉
 - 8月1日から1月31日〈8月1日～11月30日〉
 - 9月1日から2月28日（2月29日）〈9月1日～12月31日〉
- ※有資格者とは：初任者研修保持者、ヘルパー2級保持者、ヘルパー1級保持者、基礎研修保持者

(2) 休日：祝日、年末年始、夏季休暇

8 入学時期

10月1日、11月1日、12月1日、1月1日、2月1日、3月1日、4月1日、5月1日、6月1日、7月1日、8月1日、9月1日

9 受講対象者

一般公募型による実務者研修受講希望者。（介護の実務経験は問わない）

10 受講者の選考

応募者が定員に達した段階で締め切る。

11 入学手続き

- ・ 募集期間：研修開始の4ヶ月前
- ・ 申込方法：来校、FAX、郵送かホームページで申込み。
- ・ 受講料納入方法：申込時に現金、クレジット、もしくは申込後に指定の期日までに金融機関へ振込にて納入する。なお、指定の期日までに受講料が振り込まれないときには、受講できない場合がある。
- ・ 受講料返還方法：受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り受講料を返還する。但し、研修開始後は、理由の如何を問わず受講料は一切返還しない。

12 休学、退学、復学

(1) 休学

受講者が休学しようとする時は、所定の休学届を提出すること。但し、籍があるのは入学後2年間とする。2年間経過後の復学は再度受講料を支払うこと。

(2) 退学

- i 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。
- ii 受講者が当校の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為のあった時には、退学を命ずることがある。
 - ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるもの。
 - ② 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反したものの。

(3) 復学

休学者が復学する場合、復学を決めた時点ですぐに申し出る事で次の学期より復学す

ることができる。但し、受講者が定員に達していた場合は復学できないものとする。

13 研修規程

(1) スクーリング

i 出席の確認方法

- ① 講義・演習の出欠確認は、履修表の提出により行う。
- ② 研修遅刻者の扱いについては、理由の如何にかかわらず、講師が登壇した時点で講師が着席したと確認できない者を遅刻とする。遅刻した1時間分の授業は欠席したものとする。但し、公共交通機関の遅延証明の提出があった場合は、研修開始時刻から10分以内は遅刻とみなさない。
- ③ 全ての時間数を出席しないと履修認定をしない。

ii 補講の実施方法

- ① 面接授業において、やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合は1コマ(介護過程Ⅲは1.5時間、医療的ケアは1時間)を単位とし、同一内容の補講を行うことにより修了したものとみなす。
この場合の補講料は、個別対応の場合は1時間につき3,000円(税込)を受講者の負担とする。開講している別コースでの補講の場合は1時間につき1,000円(税込)を受講者の負担とする。

iii 介護課程Ⅲの評価方法

- 講師による実技評価を行う。介護技術の習得度について評価チェックリストを使用し、評価を行う。
各事例ごとにチェックリストの「A判定」を6割以上で合格とする。
不合格となった場合は、再評価を行い、基準を満たすまで繰り返す。
この場合、2回目までは無料で再評価を行うが、3回目からは1回につき2,000円(税込)を受講者の負担とする。

iv 医療的ケア演習の評定方法

たんの吸引及び経管栄養の演習を下記のとおり行い、下記のとおり評価を行う。

① 基本研修の内容

たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)と経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)の5つのケアの種類ごとに5回以上の演習を実施する。評価票の全ての項目についての講師の評価結果が「手順どおりに実施できている」とされた場合に、演習の修了となる。

- ② 国が定めた「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱」に順じた別添1の評価票を用いて評価する。

- ③ 取得度評価は、担当講師が各ケア毎に評価し、修得されたと認められた時に修了となる。

- ④ 取得されたと判断されない場合は、再評価を受け修得されたと認められることを条件とする。

＜医療的ケア基本演習実施回数表＞

ケアの種類	実施回数
口腔内のたんの吸引	5回以上
鼻腔内内のたんの吸引	5回以上
気管カニューレ内部のたんの吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

(2) 実地研修の実施について

実地研修については、当講座では実施しない。

但し、当講座の基本演習で修得したものを下に、実地研修を他講座において若しくは、就業先事業所で実地研修することができる。

(3) スクーリング以外の科目の評価方法

・医療的ケア以外の評価基準

ランク	得点	合否
A	90 点以上	合格
B	80 点以上	合格
C	70 点以上	合格
D	69 点以下	不合格（再提出）

・医療的ケアの評価基準

ランク	得点	合否
A	90 点以上	合格
D	89 点以下	不合格（再提出）

- ・添削評価基準に達しない場合は、再度同じ課題に対して提出する。
再提出されたものが評価基準内であれば修了とする。また、評価基準に達するまで課題提出と添削は繰返される。
- ・介護課程Ⅱが合格しなければ、通学（スクーリング）を受けることはできない。
- ・医療的ケアの課題に合格しなければ、医療的ケアの基本演習を受けることはできない。

(4) 他研修の修了認定

地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合においては、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日付け厚生労働省社会・援護局長通知）及び「実務者研修認定ガイドライン」により、実務者研修の相当する科目について履修、修得したものとみなし、修了認定することができる。

14 受講料内訳

(1) 受講料（税別）

- ・ 93,700 円（ヘルパー2級取得者）
- ・ 93,700 円（介護職員初任者研修取得者）
- ・ 52,000 円（ヘルパー1級取得者）
- ・ 25,000 円（介護職員基礎研修取得者）
- ・ 115,000 円（上記以外）

(2) テキスト代（税別）

- ・ 全5巻（無資格者） 12,800 円
- ・ 全5巻（初任者研修取得者） 12,800 円
- ・ 全5巻（ヘルパー2級取得者） 12,800 円
- ・ 全2巻（ヘルパー1級取得者） 4,800 円
- ・ 全1巻（介護職員基礎研修取得者） 2,800 円

(3) 補講代（税込）

- ・研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められるものについては補講を行い、当該時間を修了したものとみなす。
なお、個別対応での補講の場合は1時間につき3,000円を受講者の負担とする。
開講している別コースでの補講の場合は1時間につき1,000円を受講者の負担とする。

(4) 留年、復学した場合はコース変更手数料としてスクーリングの日数分、1日につき

5,000 円を支払う事。2 年以上経過しての復学の場合は受講料のみ再度支払う事。

(5) キャンペーンについて

- ・早割キャンペーン：申込締切日より 1 ヶ月以上早くお申込みをしてください。対象で、後日 1,000 円相当のプレゼントをします。
- ・友割キャンペーン：2 名以上のお友達またはご家族同士で一緒にお申込みをしてください。対象で、お一人様あたり 2,000 円を受講料より即お値引きします。
- ・その他キャンペーンにつきましては随時HPに掲載します。

<http://www.terminal-nichifuku.com/>

15 教職員の組織

- | | |
|---------|-----|
| ・ 学校長 | 1 名 |
| ・ 教務主任 | 必要数 |
| ・ 専任教員 | 必要数 |
| ・ 非常勤講師 | 必要数 |
| ・ 事務担当者 | 必要数 |

16 賞罰

- ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者は退学とする。
- ・ 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者は退学とする。
- ・ 正当な理由がなくて出席常でない者は退学とする。
- ・ 諸規則示達に違反し、懲戒処分を受けてもあらためない者は退学とする。
- ・ 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者は退学とする。
- ・ 暴力団に関わっていることが発覚した場合、理由の如何を問わず退学とする。